

10月31日（水）開催

「働き方を変える、日本を変える
行動指針」作業部会配布資料

（参考）

仕事と生活の調和に関する数値目標（厚生労働省関係）（案）について

厚生労働省

1 数値目標の考え方

仕事と生活の調和のとれた社会の実現に向けた国民、企業、政府等の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について目標値を設定するもの。なお、この数値目標は、社会全体として達成することを目指す目標であり、個々の個人や企業に課されるものではない。

10年後の目標値は、仕事と生活の調和のとれた社会の実現へ向けた取組が進んだ場合に達成される理想的な水準として、①個人の希望が実現した場合を想定して推計した水準、又は、②施策の推進によって現状値や過去のトレンドを押し上げた場合を想定して推計した水準等、を設定することを基本とする。また、その実現に向けての中間的な目標値として5年後の数値目標を設定する。

2 具体的数値目標について（→次表参照）

仕事と生活の調和に関する数値目標（厚生労働省関係）（案）（10／31）

		数値目標設定指標	現状	目標値	
				5年後	10年後
みんなが自立できる	①	就業率	(別紙参照)		
	②	フリーターの数	187万人 労働力調査（詳細結果）（平成18年） （平成15年にピークの217万人）	ピーク時の3／4に減少 （162.8万人以下）	ピーク時の2／3に減少 （144.7万人以下）
	③	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0% 出生動向基本調査（平成17年）	45%	55%
みんなが健康で豊かな生活のための生活ができる	④	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	38.6% 平成18年労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査	60%	全ての企業で実施
	⑤	週労働時間60時間以上の雇用の割合	10.8% 労働力調査（平成18年）	2割減	半減
	⑥	年次有給休暇取得率	46.6% 就労条件総合調査（平成19年）	60%	完全取得
	⑦	心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる事業所割合	88.9%（5,000人以上） 90.6%（1,000～4,999人） 64.7%（300～999人） 労働者健康状況調査（平成14年）	90% （300人以上のすべての規模）	全ての企業で実施 （300人以上のすべての規模）
みんなが働き方を選べる	⑧	働き方の柔軟度	テレワーカー比率 （＝勤務場所の柔軟度） 10.4% テレワーク実態調査（平成17年度）	倍増 （2010年まで）	—
			短時間正社員制度の導入割合 （＝勤務時間の柔軟度）	25%	50%
	⑨	労働者の自己啓発支援	自己啓発を行っている労働者の割合 46.2%（正社員） 23.4%（非正社員）	60%（正社員） 40%（非正社員）	70%（正社員） 50%（非正社員）
			労働者の自己啓発を支援している事業所の割合 77.3%（正社員） 38.0%（非正社員） 能力開発基本調査（平成18年度）	90%（正社員） 50%（非正社員）	95%（正社員） 60%（非正社員）
	⑩	保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス（3歳未満児） 20.3% 福祉行政報告例（平成19年4月1日） 及び人口推計年報（平成18年）	29%	38%
			放課後児童クラブ（小学1年～3年） 19.0% 学校基本調査及び育成環境課調査（ともに平成19年）	40%	60%
	⑪	男女の育児休業取得率	女性：72.3% 男性：0.50% 女性雇用管理基本調査（平成17年度）	女性：80% 男性：5%	女性：80% 男性：10%
	⑫	6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分 社会生活基本調査（平成18年）	1時間 45分	2時間 30分

注：⑩については、他の目標の進捗状況によって目標の達成は左右されるものである。

就業率数値目標(案)

		2006年実績値	厚生労働省案	
			2012年	2017年
25～34歳	男性	90.3%	93%～94%	93%～94%
25～44歳	女性	64.9%	67%～70%	69%～72%
60～64歳	男女計	52.6%	56%～57%	60%～61%
65～69歳	男女計	34.6%	37%	38%～39%

(注) 上記の数値は、雇用政策研究会において、計量モデルを用いて推計した、仕事と生活の調和等に関する政策効果を織り込んだ2030年までの労働力需給推計結果（就業率の将来見通し等）について検討し、その結果を踏まえ、厚生労働省が設定した。

現 状 値 の 補 足

- ② フリーターの数
15歳から34歳までで、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計。(労働力調査(詳細結果)(平成18年平均))
- ③ 第一子出産前後の女性の継続就業率
2000年から2004年の間に第一子を出産した女性について、第一子妊娠前に就業していた者に占める第一子1歳時にも就業していた者の割合(出生動向基本調査(平成17年))
- ④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合
企業規模30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における、「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会」を「設けている」と回答した企業の割合(平成18年労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査)
- ⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合(労働力調査(平成18年))
- ⑥ 年次有給休暇取得率
企業規模30人以上の企業における、全取得日数/全付与日数(繰越日数を含まない)(就労条件総合調査(平成19年))
- ⑦ 心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる事業所割合
「心の健康対策(メンタルヘルスケア)に取り組んでいる」と回答した事業所割合(労働者健康状況調査(平成14年))
- ⑧-1 働き方の柔軟度—テレワーカー比率—
テレワーカー(※)の就業者人口(就業構造基本調査(平成14年)の有業者総数)に占める割合(テレワーク実態調査(平成17年度))
※ テレワーク実態調査におけるテレワーカーの定義
○以下のA. B. C. D. の4つの条件をすべて満たす人。
A. ふだん収入を伴う仕事を行っている
B. 仕事で電子メールなどのIT(ネットワーク)を使用している
C. ITを利用する仕事場所が複数ある、または1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である
D. 自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である
- ⑧-2 働き方の柔軟度—短時間正社員制度の導入割合—
現状は未把握。「短時間正社員」とは、フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員をいい、フルタイム正社員が育児・介護に加え、自己啓発、地域活動その他何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合と、正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合の双方を含む。
- ⑨-1 労働者の自己啓発支援—自己啓発を行っている労働者の割合—
従業員規模30人以上の企業から無作為に抽出した事業所の従業員における「自己啓発を行った」と回答した者の割合(職業能力開発基本調査(平成18年度))
※ 職業能力開発基本調査における用語の定義
正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。
非正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外の人をいう(嘱託、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など)。
自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行なう、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう。(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない。)
- ⑨-2 労働者の自己啓発支援—労働者の自己啓発を支援している事業所の割合—
従業員規模30人以上の事業所における「社員の自己啓発を支援している」事業所の割合(職業能力開発基本調査(平成18年度))
- ⑩-1 子育てサービスを提供している割合—保育サービス(3歳未満児)—
保育所利用児童数 / 3歳未満人口 (福祉行政報告例(平成19年4月)、人口推計年報(平成18年))
- ⑩-2 子育てサービスを提供している割合—放課後児童クラブ(小1~小3)—
放課後児童クラブ登録児童数 / 小学校1~3年生の就学児童数 (学校基本調査、育成環境課調査(平成19年))
- ⑪ 男女の育児休業取得率
5人以上規模事業所における平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(平成17年10月1日までに育児休業を開始した者)の割合(女性雇用管理基本調査(平成17年度))
- ⑫ 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間
6歳未満の子どもをもつ男性の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計の時間(社会生活基本調査(平成18年))